

## GDO カード 年会費のご案内

ゴールドカード	一般カード
15,746 円(税込)	無料

2025 年 12 月 9 日改定

## GDO カード会員特約

### 第 1 条(名称)

1. 本カードは、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(以下「GDO」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は、「GDO カード」(以下「本カード」といいます。)と称します。
2. 本カードには、「GDO カード」(以下「一般カード」といいます。)と「GDO ゴールドカード」(以下「ゴールドカード」といいます。)があります。

### 第 2 条(入会方法)

1. 申込者は、GDOおよび三菱UFJニコス(以下一括して「両者」といいます。)が定める本特約ならびに別途GDOが定める GDO カードポイントプログラム規定(以下「ポイント規定」といいます。)および三菱UFJニコスが定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、両者に入会を申込むものとします。
2. 本カードの会員(以下「会員」といいます。)は、両者が本人会員として入会を認めたものとし、本特約に基づく資格(以下「GDOカード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格を有する者とします。
3. 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与いたします。

### 第 3 条(年会費)

会員は、本カードに関しては、三菱UFJニコス所定の年会費を支払うものとします。ただし、本カードの一般カード年会費は無料といたします。

### 第 4 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコスの所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、GDOはこれらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスの間に生じる紛議に対して一切の責任を負いません。
2. 会員は、ポイント規定に基づく特典またはGDOが定める特典およびサービスを受ける場合、GDO所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、三菱UFJニコスはこれらの提供に関して、会員とGDOの間に生じる紛議に対して一切の責任を負いません。
3. その他の提供サービスについては、三菱UFJニコスまたはGDO所定の方法によるものとします。

## 第5条(会員資格の喪失)

1. GDOは、会員が次の事項のいずれかに該当し、GDOカード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せずGDOカード会員資格を喪失させができるものとします。
  - (1)会員がポイント規定に違反した場合。
  - (2)会員がGDOの提供する特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があつた場合。
2. 前項により会員がGDOカード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、GDOカード会員資格も喪失するものとします。
4. 会員がGDOカード会員資格を喪失した場合、会員は、本特約に基づくGDOから提供される特典およびサービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。
5. 三菱UFJニコスまたはGDOが本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。
6. 前各項に定めるほか、一般カードについては、会員が、一般カードの有効期限が到来する日の17カ月前から1カ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も一般カードの利用代金の約定請求がない場合、三菱UFJニコスは、一般カードの有効期限の到来をもって当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。

## 第6条(会員情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次の通り、会員の情報提供および利用目的のため三菱UFJニコスとGDOが個人情報を提供し利用することに同意します。

### (1)三菱UFJニコスがGDOに対し、提供する情報と利用目的

#### ①提供する情報

- イ. 入会申込書および入会後に届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- ロ. 入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
- ハ. 本カード会員番号と有効期限
- 二. 本カードの利用情報(信用情報を除きます。)
- ホ. GDOポイント情報

#### ②利用目的

GDO所定の会員向け特典およびサービスの提供

### (2)GDOが三菱UFJニコスに対し、提供する情報と利用目的

#### ①提供する情報

- イ. GDOカード会員資格喪失の事実
- ロ. GDOポイント情報

#### ②利用目的

- イ. 三菱UFJニコスのGDOカード会員管理
- ロ. ポイント案内

2. 両者は前項に定めた会員情報に関し、相互の提供と利用について個人情報保護のために適切な措置を講じるものとします。

## 第7条(本カードの複数保有)

本カードは、本カードの他のデザインカードを同時に複数保有できないものとします。他のデザインカードの申込みを希望する場合は、新たに入会申込書を記入・捺印の上提出し、すでに保有しているカードは退会するものとします。

## 第8条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

### 〈ご照会先〉

GDOに対する個人情報の開示・訂正・削除など、会員情報の取扱いについては、下記にてご確認ください。

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

URL <https://www.golfdigest.co.jp/company/privacy.html>

# GDOカード ポイントプログラム規定

## 第1条(規定の目的)

本規定は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(以下「GDO」という。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が提携して発行する「GDOカード」および「GDOゴールドカード」(以下一括して「本カード」という。)の利用に応じ、GDOが本カードの本人会員(以下「当会員」という。)に対して提供する特典(以下「GDOポイントプログラム」という。)の内容と、その特典を受けるための条件を定めたものです。

## 第2条(GDOポイントプログラムとGDOポイント)

1. GDOポイントプログラムとは、当会員が本カードにより信用販売を受ける商品・サービスなどの購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じてGDOから付与されるポイント(以下「GDOポイント」という。)によって当会員がGDO所定の特典を受けることができる制度です。
2. 三菱UFJニコス会員資格または GDO カード会員資格(併せて以下「会員資格」という。)を喪失した場合はGDOポイントプログラムを利用することはできません。
3. 本カードでは、三菱UFJニコスが行う「グローバルポイント」を利用することができません。

## 第3条(GDOポイントの付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、カード年会費、キャッシングサービス、各種ローン、一部の保険掛金、その他三菱UFJニコス所定のものは含まれないものとします。

## 第4条(GDOポイントの付与日)

GDOポイントは、三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金および別途GDOが定めるGDO会員規約に基づき当会員に付与されます。

## 第5条(GDOポイントの計算)

GDOポイントは、前条に定めるポイント付与対象に対してGDO所定のポイント付与率を乗じて計算されます。但し、小数点以下の端数は、切捨てとなります。

## 第6条(GDOポイントの蓄積と有効期限)

GDOポイントは、GDOが別途定めた規定に基づき所定する期間まで蓄積でき、その期間を有効期間とします。有効期限については、GDOが管理するものとして、付与日から所定の期間を超えるものについては、自動的に失効するものとします。

## 第7条(GDOポイントの付与取消)

当会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じたGDOポイントもGDO所定の方法により取消されるものとします。

## 第8条(会員へのGDOポイントの連絡)

第6条に基づき付与されたGDOポイント数および蓄積された有効なGDOポイント残高などは、当会員に対してGDOが保有するホームページおよび三菱UFJニコスから送付されるご利用明細書に記載されます。

## 第9条(還元の方法)

当会員は、蓄積された有効なGDOポイント残高に応じて、GDO所定の特典に還元申請することができます。GDOは、還元申請に基づき、GDO所定の方法により、還元を行うものとします。

## 第10条(還元の条件)

当会員は、次の各号の条件を満たした場合、蓄積された有効なGDOポイント残高に応じて、還元申請を行うことができます。

- ①当会員が、GDO所定のGDOポイント還元方法に従って申請を行うこと。
- ②GDOポイントの還元申請時点で本カード会員資格を有していること。

## 第11条(還元の決定)

1. GDOは、当会員からの還元申請を受けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定するものとします。
2. GDOと三菱UFJニコスは、所定の審査により、当会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をなしたと認めた場合、または本規定・本カードの会員特約もしくは個人会員規約を遵守していないと認めた場合は、当会員へのGDOポイントの還元を拒否または留保することができるものとします。この場合、当会員にその旨通知されます。

## 第12条(還元対象となるGDOポイント残高)

1. 還元対象となるGDOポイント残高は、前条に基づく還元決定後の所定日の時点での有効なGDOポイント残高としますので、ご利用明細書より伝えられたGDOポイント残高と異なる場合があります。
2. 還元にあたっては、付与された時期の古いGDOポイントから順に充てるものとし、還元後、蓄積された有効なGDOポイント残高がある

場合は、そのGDOポイントの有効期限内において、次回以降の還元対象となるGDOポイント残高に充てることができます。

### 第13条(公租公課)

本規定により還元を受けた商品について公租公課が課せられた場合、その公租公課は当会員が負担するものとします。

### 第14条(GDOポイントの消滅)

当会員が、理由のいかんを問わず会員資格を喪失した場合、すでに貯蓄されているカード利用によって得たGDOポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

### 第15条(GDOポイントの引継ぎ)

当会員が、「GDO カード」(以下「一般カード」という。)から「GDO ゴールドカード」(以下「ゴールドカード」という。)へ、またはゴールドカードから一般カードへの切り替えを行った際、またはブランド変更、デザイン変更のため切り替えを行った際には、一般カードまたはゴールドカード利用によって得たGDOポイントは引き継がれるものとします。但し、退会し再入会した場合には、その限りではありません。

### 第16条(ゴルフダイジェスト・オンラインからの委託)

当会員は、GDOポイントの還元に関する事務処理をGDOが、蓄積・付与・告知に関する事務処理についてはGDOと三菱UFJニコスが行うことを承認するものとします。

### 第17条(GDOポイントに関する疑義など)

1. 当会員は、理由のいかんを問わずGDOポイントに対する権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
2. GDOポイントの有効性、GDOポイント数、還元資格に関する疑義、その他GDOポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、GDOの決するところによるものとします。

### 第18条(終了・中止・変更など)

1. 三菱UFJニコスおよびGDOは、いつでもGDOポイントプログラムを終了、中止または内容を変更することができるものとし、当会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、三菱UFJニコスおよびGDOは終了、中止または変更する旨を、三菱UFJニコスまたはGDOホームページ上にて告知するか、または当会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
2. 本サービスの終了、中止または変更により会員に生じた損害については、三菱UFJニコスおよびGDOは一切の責任を負わないものとします。
3. GDOポイントの内容は、日本国の法令のもとに規制されることがあります。